



## 中学生医療費給付事業の実施について

### 【発表の要旨】

10月1日から、医療費給付制度の対象を中学生までに拡大します。

### 【発表の内容】

#### 1 目的等

遠野市では適正な医療の確保による市民の健康保持と生活安定のため、医療費の自己負担分の一部を助成しています。10月1日からは、「遠野わらすっこプラン」に基づく子育て支援のより一層の充実のため、給付対象を中学生まで拡大します。

中学生への医療費給付は、県内では12町村が行っておりますが、県内の市としては本市が初となります。

#### 2 事業名称

中学生医療費給付事業

#### 3 事業概要

##### (1) 給付対象者

中学生を養育する市内に住所を有する方で、かつ、前年の所得金額から8万円を差し引いた額が下表の制限額以下の者を対象とします。ただし、重度心身障害者医療費給付などの他の医療費給付を受けている方は対象となりません。

[所得制限要件]

扶養の数	1人	2人	3人	4人	5人以上
制限額	310万円	348万円	386万円	424万円	272万円+(38万円×扶養者数)

所得制限額の加算額

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円を加算
- ② 特定扶養親族1人につき 15万円を加算

##### (2) 給付額

医療機関窓口で支払った一部負担金相当額の2分の1の額を給付します。

※入院時の食事代(食事療養標準負担額)及び保険診療以外の負担金(生活療養標準負担額)、高額療養費、学校管理下によるケガの診療分(日本スポーツ振興センターの災害給付金該当分)は除く。

##### (3) 受給期間

平成24年10月1日から、修了の年の3月31日までです。

※受給者証の有効期限は毎年7月31日まで。

##### (4) 平成24年度予算額等

3,676千円(対象予定者数 560人)

担当	総務部市民課(給付係 菊池(敦)・伊藤) 電話 0198-62-2111(内線 262)
----	---